

済生会三条病院における女性活躍推進法に基づく行動計画

当院では、男女ともに全職員が能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立しながら活躍できる職場環境の整備を推進するため、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定しました。

1. 計画期間

2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで(5 年間)

2. 課題

- 1.看護職以外の管理職に占める女性の割合が低い。
- 2.ライフスタイルに合わせた勤務形態や残業時間などの制約により退職するケースがみられる。

3. 目標

- 1.看護職以外の管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合を 45%以上とする。
- 2.男女ともに平均継続勤務年数を 12 年以上とする。

4. 取組内容

1.女性管理職の育成・登用促進

- 管理職候補の女性職員及びその上司を対象に、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。
- 管理職候補の女性職員を対象とした研修を実施する。

2.働きやすい職場環境の整備

- 交代制勤務や選択制時間勤務等、柔軟な勤務形態の導入や処遇改善を検討する。
- 育児・介護休業等から復帰した職員との面談を実施し、働き方等に関する要望を把握する。
- 平均残業時間数、有給休暇取得率、育児休業取得率を毎年部署ごとに確認し、職場環境の改善につなげる。

2026 年 4 月 1 日